

検討されているのは…

1 裁量労働制の拡大

裁量労働制とはあらかじめ決めた「みなし労働時間」分を働いたとみなして賃金を支払う制度です。出退勤時間を労働者が自由に決められる裁量がある一方で、仕事量を会社が決め、労働時間を管理しないため、過大な量の仕事を押し付けられ**労働時間だけが膨大に増え賃金は変わらないという危険があります。**

財界は現在、組合員が過半数以上いる労組がある職場に限り対象業務（現在は専門業務型〈弁護士、コピーライターなど20業種〉と企画業務型〈企画・立案・調査・分析など〉の2形態に限定）を労使の協議で決めることを提案しています。これは事実上、無制限に対象を拡大し、最終的にはすべての職場での導入が狙いと指摘されています。

2 変形労働時間制の要件緩和

変形労働時間制は閑散期の労働時間を繁忙期に振り替えて、**長時間労働をさせても割増賃金の支払いを免除することができる制度です。**また、労働者の生活のリズムが崩れる問題もあります。2025年時点で企業の6割が採用し、労働者の5割に適用（例：医療職場の夜勤や製造業・建設業などの納期・工期が集中する職種）されています。

財界はこの制度について①1日の所定労働時間の延長、②1年単位変形制度における30日前の勤務日特定の要件緩和、事前特定期間の短縮、③勤務日特定後の変更の容認などを要求しています。今でも、人手不足などで急な休日変更・連続勤務が常態化している職場がある中で、法的に使用者都合の急な勤務時間変更を容認するとすれば、労働者の日々の生活に今以上に悪影響を与えることになります。また、労働組合が急な勤務時間変更の禁止などを求める根拠もなくなってしまいます。



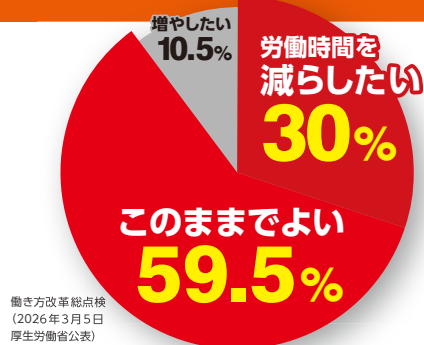
長時間労働を止められるのは私たち!



働く人々の本音は…

「働く時間を増やしたくない」が約9割

政府の最新調査（2026年3月）では、労働時間を「増やしたい」人はわずか10.5%で、その主な理由も「家計が厳しい」「たくさん稼ぎたい」という賃金に関する理由が大半であり、政府や財界の言う、自分の成長やスキルアップのためにもっと働きたいなどの**積極的な労働時間増を望む人はほとんどいませんでした。**労働者が求めているのは、労働時間の「規制緩和」ではなく「賃金の引き上げ」と「賃下げなしの労働時間の短縮」です。



働く時間は、私たちが決めよう!

労働時間短縮を求める署名にご協力ください

働く時間は、会社の都合だけで決められるものではありません。命と健康、家族との時間を守るために、労働基準法の改悪を許さない署名にご協力をお願いします。



労働基準法の規制を強化し、 長時間労働根絶・労働時間短縮を求める請願署名

請 願 趣 旨

現在、過労死・過労自死が後を絶えず、「働き方改革」による長時間労働削減・根絶も実現していません。低賃金・長時間労働が前提の労働条件で、人材も集まらず、慢性的な人手不足により長時間労働が解消されないという負の連鎖に陥っている職場も少なくありません。今、労働者が求めているのは、長時間労働の根絶、賃下げなしの労働時間の短縮です。

政府はこの間、「働き方の多様化」を理由に労働基準法の規制緩和を実施してきました。裁量労働制、高度プロフェッショナル制度など労働時間ではなく、成果など評価で決まる制度を導入し、健康の確保といいながら労働時間の管理を使用者から自己管理にする流れを作ってきました。そのような中、厚生労働省所管の労働政策審議会労働条件分科会（労政審）では労働基準法の最低基準を下回る働かせ方・働き方を労使が話し合って決める仕組みづくりについて議論されています。2026年には高市首相が議長を務める日本成長戦略会議で裁量労働制の拡大や変形労働時間制の要件緩和、労働基準監督署の時間短縮の指導の見直しが議論され、労政審に対して労働時間規制緩和への圧力をかけています。

私たちは、労働時間の緩和ではなく規制強化はもとより、実効性のある職場のルールづくりに不可欠な労働組合の確立・活性化も必要と考えます。

ついては、労働時間のあり方等にかかわって、以下の事項の実現を求めます。

請 願 項 目

1. 法定労働時間を1日7時間、週35時間にすること
2. 長時間労働につながる時間外・休日労働の特別条項や裁量労働制は廃止をし、変形労働時間制の要件緩和はしないこと
また、勤務間インターバル制度は11時間以上を義務化し罰則規定を盛り込むこと
3. 副業・兼業の通算割増賃金制度は廃止せず、確実に支払う制度にすること
また、時間外・休日・深夜労働に伴う割増賃金率を引き上げること
4. 労働組合の活動を保障するための措置を講じること。また、労働組合潰しや不誠実な団体交渉など支配介入・不当労働行為に対して罰則規定も含めた規制強化をはかること
5. 労働行政の機能を強化し、人員を増やすこと

※この署名は国会請願以外の目的に個人情報が利用されることはありません。
※氏名・住所の記入欄に「//」「同上」は不可。住所は番地までお書きください。

氏 名	住 所
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村

取 扱 団 体 ： 労働法制中央連絡会・国民春闘共闘委員会・全国労働組合総連合

連 絡 先 ： 〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F 全労連 TEL:03-5842-5611 FAX:03-5842-5620